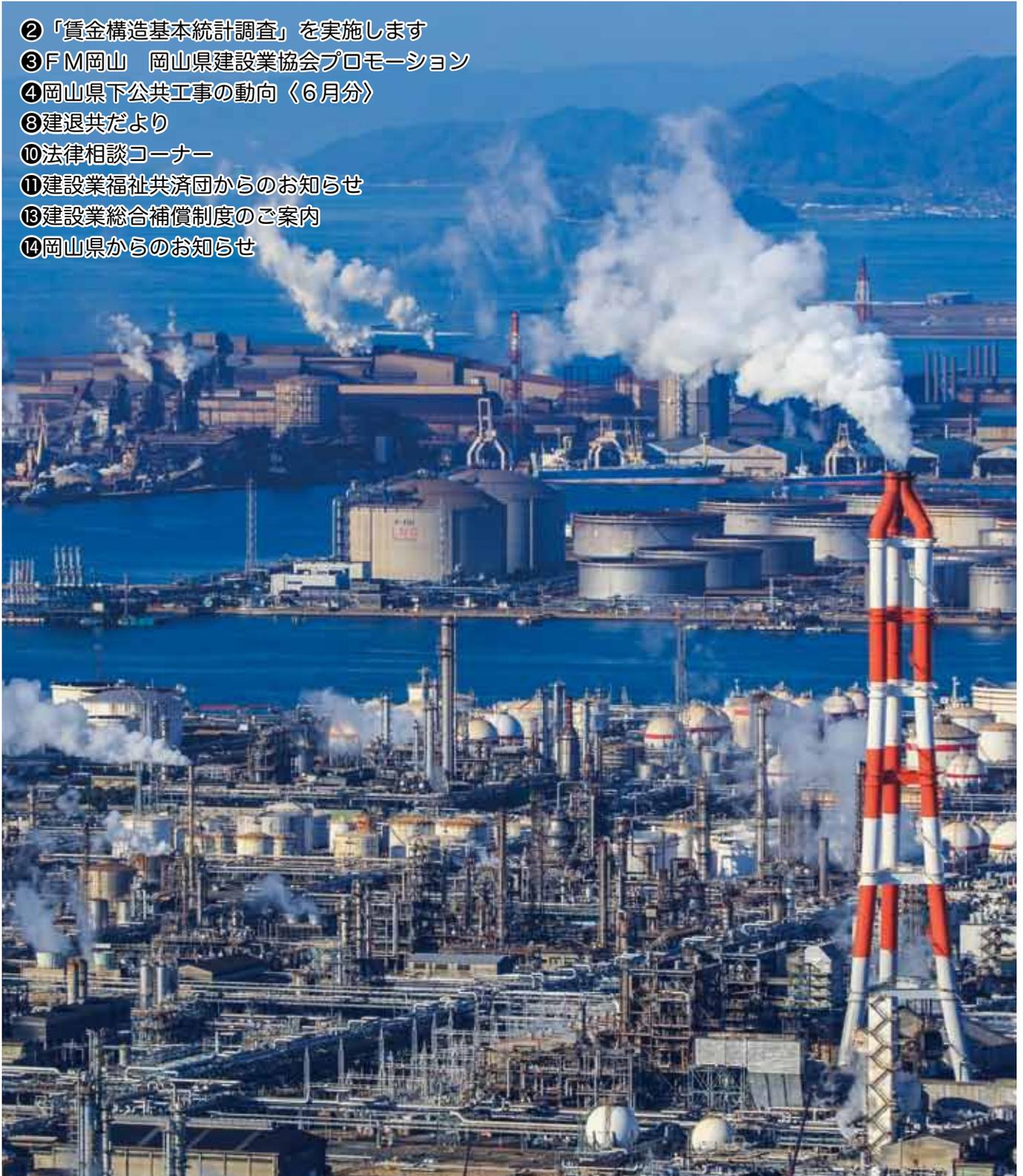


# Okakenkyo News Letter

2024  
7月  
851号

岡山県建設業協会 **会報**

- ② 「賃金構造基本統計調査」を実施します
- ③ FM岡山 岡山県建設業協会プロモーション
- ④ 岡山県下公共工事の動向〈6月分〉
- ⑧ 建退共だより
- ⑩ 法律相談コーナー
- ⑪ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑬ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑭ 岡山県からのお知らせ



水島工業地帯[倉敷市] (提供：岡山県観光連盟)

# 「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和6年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付きExcel形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp/>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主 検索



## F M岡山 岡山県建設業協会プロモーション

近年、災害が激甚化・頻発化しており、岡山県でも平成30年7月豪雨では甚大な被害が発生しています。社会インフラを整備し、社会経済活動を支えるとともに、こうした災害時には被災現場で応急対策から復旧・復興まで担う「地域の守り手」である建設業協会の会員の活動を紹介するため、ラジオ出演しています。

今年度は、新たに就任した岸本専務理事が6月24日に出演してきました！

会員は災害が発生した際には、誰よりも早く現場に駆け付け、障害物を除去し、被災地までの道路交通を確保するなどの業務を行っています。その後、自衛隊の方々などが現場に入り、救助活動にあたられるという訳です。

それ以外にも、鳥インフルエンザなど家畜伝染病が発生した際には、時間との戦いの中で埋却処分や消毒業務にあたっています。

ラジオ出演はこうしたあまりメディアで報道されることのない点にフォーカスしてもらえるので、会員の活動を知ってもらいたい機会ですね。

当日、一緒に出演して下さった大橋アナウンサーに感謝です。ありがとうございました。



# 岡山県下公共工事の動向 〈6月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

## I. 単月（令和6年6月）

### 1. 全般の状況

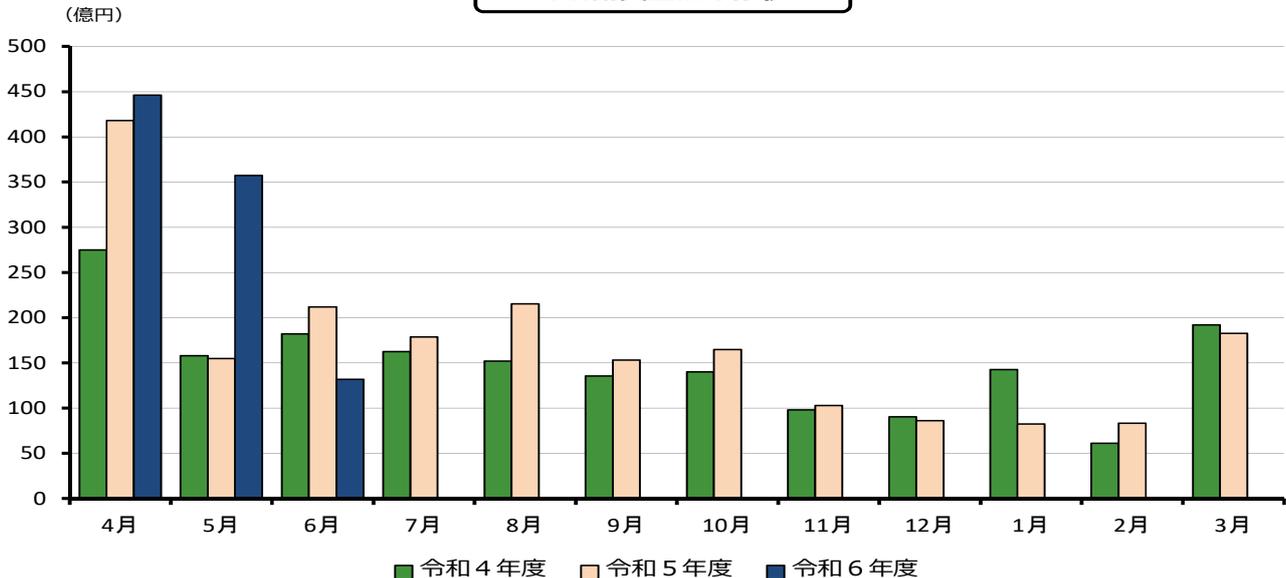
令和6年6月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比20.6%減（77件減）の297件、請負金額は同37.8%減（79億円減）の131億円となった。

これを発注者別の請負金額で見ると、その他公共的団体で95.4%減、独立行政法人等で84.2%減、国で60.9%減、市町村で11.3%減、県で9.9%減となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	24	2,144	▲3	▲3,340	▲11.1%	▲60.9%
	独立行政法人等	2	224	▲1	▲1,193	▲33.3%	▲84.2%
	岡山県	72	2,057	▲19	▲225	▲20.9%	▲9.9%
	市町村	197	8,657	▲46	▲1,102	▲18.9%	▲11.3%
	その他公共的団体	2	102	▲8	▲2,135	▲80.0%	▲95.4%
合計	297	13,186	▲77	▲7,997	▲20.6%	▲37.8%	
令和5年度	374	21,183	63	2,975	20.3%	16.3%	
令和4年度	311	18,208	▲32	▲2,753	▲9.3%	▲13.1%	
令和3年度	343	20,961	5	646	1.5%	3.2%	
令和2年度	338	20,315	▲3	3,916	▲0.9%	23.9%	

月別請負金額の推移



## Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和6年6月）

### 1. 全般の状況

令和6年度（令和6年4月～令和6年6月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比3.7%減（33件減）の860件、請負金額は同19.2%増（150億円増）の935億円となった。

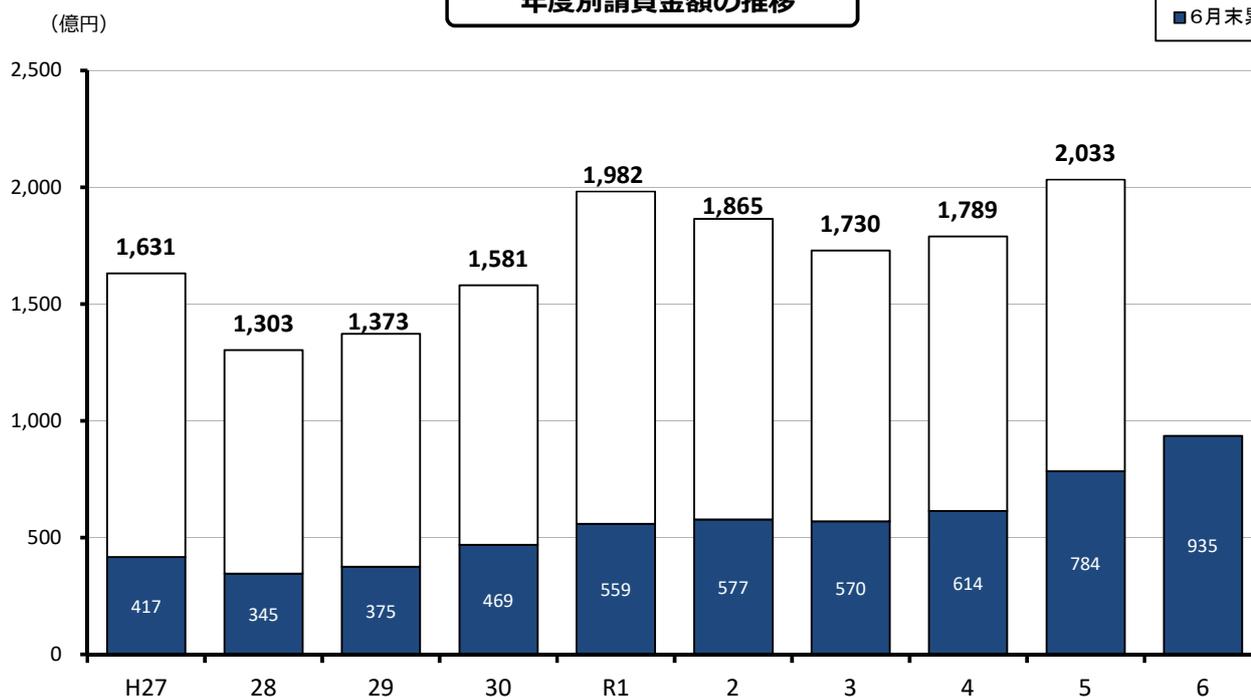
これを発注者別の請負金額で見ると、県で36.3%減、国で29.4%減となったものの、独立行政法人等で55.2%増、その他公共的団体で48.3%増、市町村で42.3%増となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	48	6,667	▲9	▲2,769	▲15.8%	▲29.4%
	独立行政法人等	23	11,579	1	4,116	4.5%	55.2%
	岡山県	308	10,210	▲4	▲5,810	▲1.3%	▲36.3%
	市町村	467	58,453	▲15	17,369	▲3.1%	42.3%
	その他公共的団体	14	6,618	▲6	2,155	▲30.0%	48.3%
合計	860	93,528	▲33	15,059	▲3.7%	19.2%	
令和5年度	893	78,468	40	16,992	4.7%	27.6%	
令和4年度	853	61,476	▲5	4,377	▲0.6%	7.7%	
令和3年度	858	57,099	21	▲624	2.5%	▲1.1%	
令和2年度	837	57,723	▲225	1,764	▲21.2%	3.2%	

年度別請負金額の推移

■6月末累計



## 2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	35,944	9,116	34.0%	国	2,898	695	31.6%
				独法等	2,411	1,901	372.5%
				岡山県	3,811	▲5,303	▲58.2%
				市町村	25,437	12,390	95.0%
				その他	1,384	▲568	▲29.1%
東備地区	3,879	2,228	135.0%	国	0	▲178	▲99.5%
				独法等	2,389	2,320	3403.2%
				岡山県	842	270	47.4%
				市町村	647	▲184	▲22.2%
				その他	0	0	-
倉敷地区	25,355	▲3,049	▲10.7%	国	1,645	▲3,385	▲67.3%
				独法等	0	▲1,078	-
				岡山県	1,590	▲2,066	▲56.5%
				市町村	21,177	3,788	21.8%
				その他	941	▲306	▲24.6%
井笠地区	9,351	4,565	95.4%	国	1,550	▲150	▲8.8%
				独法等	1,230	1,082	729.0%
				岡山県	567	167	42.0%
				市町村	1,813	▲121	▲6.3%
				その他	4,188	3,586	595.9%
高梁地区	3,471	2,940	553.7%	国	18	18	<
				独法等	0	0	-
				岡山県	241	▲20	▲7.9%
				市町村	3,211	2,942	1094.7%
				その他	0	0	-
新見地区	1,206	▲1,024	▲45.9%	国	44	3	7.6%
				独法等	242	▲631	▲72.3%
				岡山県	446	211	89.9%
				市町村	472	▲607	▲56.2%
				その他	0	0	-
真庭地区	6,881	▲418	▲5.7%	国	29	29	<
				独法等	4,797	234	5.1%
				岡山県	1,125	442	64.9%
				市町村	929	▲1,124	▲54.8%
				その他	0	0	-
津山地区	4,438	▲1,337	▲23.2%	国	327	62	23.6%
				独法等	506	286	130.4%
				岡山県	907	479	111.8%
				市町村	2,594	▲1,609	▲38.3%
				その他	102	▲556	▲84.4%
勝英地区	2,998	2,038	212.4%	国	150	134	848.3%
				独法等	0	0	-
				岡山県	678	8	1.2%
				市町村	2,169	1,895	693.4%
				その他	0	0	-
合計	93,528	15,059	19.2%	国	6,667	▲2,769	▲29.4%
				独法等	11,579	4,116	55.2%
				岡山県	10,210	▲5,810	▲36.3%
				市町村	58,453	17,369	42.3%
				その他	6,618	2,155	48.3%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

### 3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	785	34,368	▲10	1,404	▲1.3%	4.3%
大手計	46	11,509	▲17	▲7,052	▲27.0%	▲38.0%
共同企業体	29	47,649	▲6	20,707	▲17.1%	76.9%
合計	860	93,528	▲33	15,059	▲3.7%	19.2%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

### 4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	484	29,189	▲33	▲4,922	▲6.4%	▲14.4%
建築	125	43,819	15	22,714	13.6%	107.6%
電気	51	6,148	5	1,642	10.9%	36.4%
管	45	7,375	11	4,323	32.4%	141.7%
測量・調査・設計	124	1,664	▲26	▲50	▲17.3%	▲3.0%
その他	31	5,330	▲5	▲8,646	▲13.9%	▲61.9%
合計	860	93,528	▲33	15,059	▲3.7%	19.2%

(建退共だより)

建設現場で働くみなさま

# 建退共で 退職金が もらえます!



●建設業退職金共済手帳



●現場標識シール



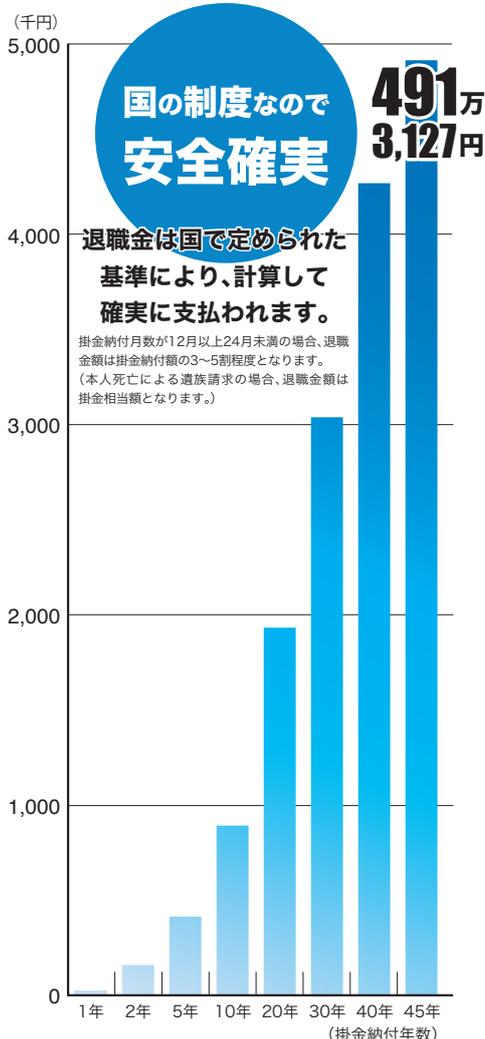
建設業の現場で働くみなさまの  
**退職金制度**です

けんたいきょう

# より良い未来を建退共から

この制度は、建設現場で働く方々のために、「**中小企業退職金共済法**」という法律により国が作った退職金制度です。

退職金は、共済手帳に貼り終わった**共済証紙と電子申請により**充当された掛金の合計が**12月(21日分を1ヶ月と換算)**以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、**労働者またはその遺族からの請求**により、その請求人に直接支給されます。



## Q 加入できる従業員は？

**建設現場で働く方なら職種などに関係なくOK!**

建設現場で働く労働者なら、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転士・現場事務員などの職種を問わず、日給制・月給制に関係なく加入できます。ただし、役員報酬を受けている方や本社の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

## Q 一人親方は加入できる？

**任意組合で加入できます。**

一人親方(一人親方とともに技能習得中の方も含まれます。)が集まって任意組合を作り、当機構が規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者と見なすことにより、制度を適用することにしております。

## Q 掛金の納付方法は？

**事業主より証紙貼付方式が電子申請方式によって納付されます。**

事業主より公共工事・民間工事を問わず、共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付と消印又は退職金ポイントによる掛金の充当が行われます。

## Q 建退共制度に加入している事業所は？

**建退共ホームページより確認ができます。**

建退共ホームページ内「建退共加入事業所情報」から検索が可能です。

退職金額早見表 (掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数 (月数)	退職金額	掛金納付年数 (月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

(注) (1) この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により、共済証紙と退職金ポイントの21日分を1ヶ月と換算して計算した退職金の額です。

(2) 320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額ごとに、その予定運用利回りに応じて、別に計算されます。

(3) 退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。

建退共は建設業で働く  
労働者のための退職金制度です。

制度説明動画 配信中!

建退共

検索

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 TEL : 03-6731-2866

(2023.08 16,000)



## 第169回 賃貸借契約の特殊性

### ●相談内容●

この度、新しい事業所を借りるために賃貸借契約を締結することを考えていますが、賃借人の立場で注意しなくてはならないことは何があるのでしょうか。

### ○回 答○



弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

### 賃貸借契約において起こりうる諸問題

建物賃貸借契約においては、通常の契約にはない特別な問題が発生しえます。具体的には、故障、雨漏り、カビといった建物自体の不具合の問題にとどまらず、契約更新に関する事項、返還時の原状回復の問題、解約時の違約金など多岐にわたります。

### 民法、借地借家法の規定

民法上、建物の不具合に対する修補は、原則賃借人が行うことになっています。そのため、賃借人に対して不具合の修繕を求めることが可能です。しかし、修繕を求めても頑なに断る賃借人もいます。その場合は賃借人が修繕を行い、その費用を請求できることとなっています。

退去時の原状回復については、賃借人が行うことになっています。しかし、原則、通常の使用による損耗や、経年変化による損傷についてまで費用負担をしないでよいこととなっています。

もっとも、契約時に上記の原則を変更する合意をした場合は、その合意に従います。中には、賃借人が指定した業者でしか修繕や原状回復をすることができないような定めがなされる場合があります。不必要な費用負担を避けるためにも、修繕や原状回復に関する定めは詳細に確認する必要があります。

契約更新に関しては、賃借人から突然更新を拒絶されたり、更新時に賃料の増額を求めてきたりする事例があります。借地借家法上、賃借人からの「正当な理由」がない限り、更新を拒絶したり、賃料増額を条件に更新をしたりということは認められません。

なお、この更新に関する規定は強行規定となっており、更新についての合意内容に関係なく更新拒絶は認められません。

### 違約金や不更新申入れに関する条項

賃貸借契約では、中途解約、解除にあたっての違約金が高く設定されているもの、契約不更新申入れの期限がかなり早めに設定されているものなど、上記のことでは保護されない条項もありふれています。会社が事業所を借りる場合には消費者契約法の適用がないため、公序良俗に反しない限りは有効と扱われてしまいます。

具体的に違約金が賃料6か月分+実際に生じた損害といった条項、不更新申入れが契約期間満了の6か月前までとなっている条項などがあります。特に違約金は賃料の金額によっては著しく高い金額になってしまうため、契約時に特にチェックすべき事項といえます。

### 賃貸借契約の条項を見極めるために

以上のとおり、賃貸借契約の際には通常の契約とは異なる考え方があることをぜひ知っておいてほしいですが、結局は契約書においてどのような条項を残すかがポイントとなります。また、可能な限り、建物の不具合がないか確認して、無用な紛争を避けることも必要といえます。

具体的な条項の文言で気になること、また賃貸借の契約に関してトラブルが生じたことがあれば専門家にご相談ください。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

**ご契約者様への割戻率は 20.53% ! (令和4年度実績)**

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金をご契約者様にお支払いする「契約者割戻金制度」を令和4年度から導入しており、導入初年度の決算（令和5年3月31日）において剰余金が10.48億円発生しました。

剰余金は3年平均にして割り戻されますので、令和4年度における「直近3事業年度の剰余金平均値（下表「剰余金の取扱い」ご参照）は5.96億円であり、この金額を原資として算出した契約者割戻率は20.53%になりました。

**令和5年度、6年度も契約者割戻金をお支払い！**

下表に記載の通り、令和5年度は3.49億円に同年度の決算によって剰余金が生じた場合その1/3を加算した額、6年度は3.49億円の(+α)に同年度の決算によって剰余金の生じた場合その1/3を更に加算(+β)した額を原資とした契約者割戻金をお支払いすることが確定しており、その年度の決算日によって保険契約が有効に成立しているご契約者様は、契約者割戻金によって掛金負担が軽減されます。

この機会にぜひ建設共済保険にご加入ください。

○ 剰余金の取扱い

決算年度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割 (A÷3)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和2年度	7.42億円	2.47億円 (R2:1/3回)	2.47億円 (R2:2/3回)	2.47億円 (R2:3/3回)		
令和3年度	0円		0円	0円	0円	
令和4年度	10.48億円			3.49億円 (R4:1/3回)	3.49億円 (R4:2/3回)	3.49億円 (R4:3/3回)
B 直近3事業年度の 剰余金平均値		2.47億円	2.47億円	5.96億円	3.49億円 (+α)	3.49億円 (+α+β)
C 基準保険料総額		27.48億円	28.79億円	29.07億円		
割戻率 (B÷C)		9.01%	8.60%	<b>20.53%</b>		
〔参考〕						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
割戻金額の平均		9,900円	9,900円	23,800円		

↑ 令和5年度に剰余金が生じた場合、その1/3が加算されます (+α)

↑ 令和6年度に剰余金が生じた場合、その1/3が加算されます (+β)

## [ 契約者割戻金等の算出方法（令和4年度の場合） ]

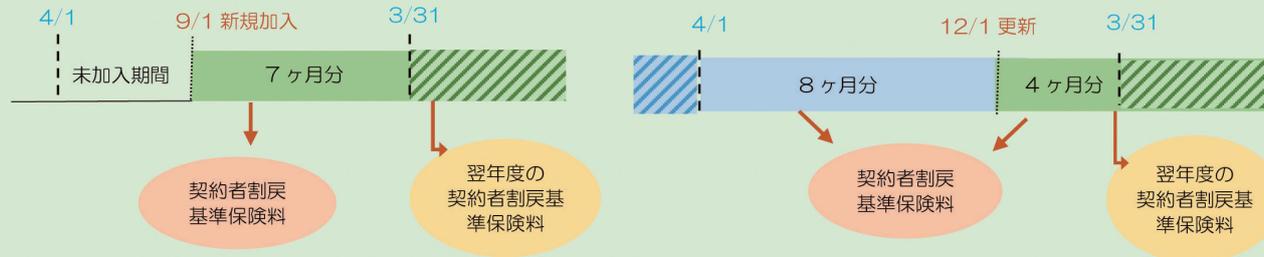
契約者割戻金の算出の基となる契約者割戻基準保険料は次のように算出され、当該事業年度の決算日において有効に成立している全ての保険契約の契約者割戻基準保険料を合計したものが基準保険料総額になります。

### ○ 契約者割戻基準保険料（年間完成工事高契約及び関連事業契約）

お支払いいただいた掛金の82%が保険事業（残りの18%は公益目的事業）に該当し、そのうち共済団の事業年度（期間4月1日～3月31日）に該当する保険料が契約者割戻基準保険料です。

例1) 契約期間 9月1日～8月31日のご契約者様（新規契約）

例2) 契約期間 12月1日～11月30日のご契約者様（更新契約）



直近3事業年度の剰余金平均値を原資として、基準保険料総額から契約者割戻率を算出します。

### ○ 令和4年度の契約者割戻率

※事業年度ごとに契約者割戻率を算出します。

剰余金平均値  
(令和2～4年度)

5.96 億円<sup>Ⓐ</sup>

基準保険料総額  
(令和4年度)

29.07 億円<sup>Ⓑ</sup>



5.96 億円<sup>Ⓐ</sup> ÷ 29.07 億円<sup>Ⓑ</sup>

令和4年度の契約者割戻率 20.53%<sup>Ⓒ</sup>

ご契約者様へお支払いする契約者割戻金の算出は、次のとおりです。

### ○ 令和4年度の契約者割戻金の計算方法

契約者割戻金は、個々の保険契約の契約者割戻基準保険料に令和4年度の契約者割戻率を乗じて算出します（10の位を四捨五入して100円単位）。

令和4年度の契約者割戻率は20.53%<sup>Ⓒ</sup>ですので契約者割戻金は次の計算式で算出します。

契約者割戻  
基準保険料

×

契約者割戻率  
20.53%<sup>Ⓒ</sup>

=

契約者割戻金

※ 契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者様、令和4年度の決算日（令和5年3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様については支払いはありません。

### 《参考》

#### ○ 新規契約者様にお支払いする令和4年度の契約者割戻金計算例

[A社のケース：9月新規契約]



詳しい情報などは下記連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人 建設業福祉共済団  
お問い合わせ先： 0120-913-931



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会  
Tel 086-225-4133

(建設業総合補償制度のご案内)

# 地盤崩壊危険補償特約 のご案内

**工事中の地盤崩壊事故に備えを!**

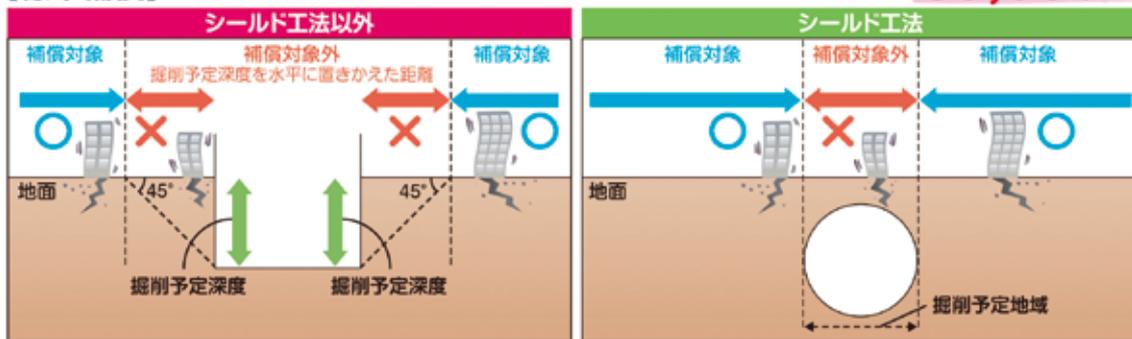
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。  
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、  
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!  
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額: 1事故、保険期間中 **1,000万円**もしくは**2,000万円**(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

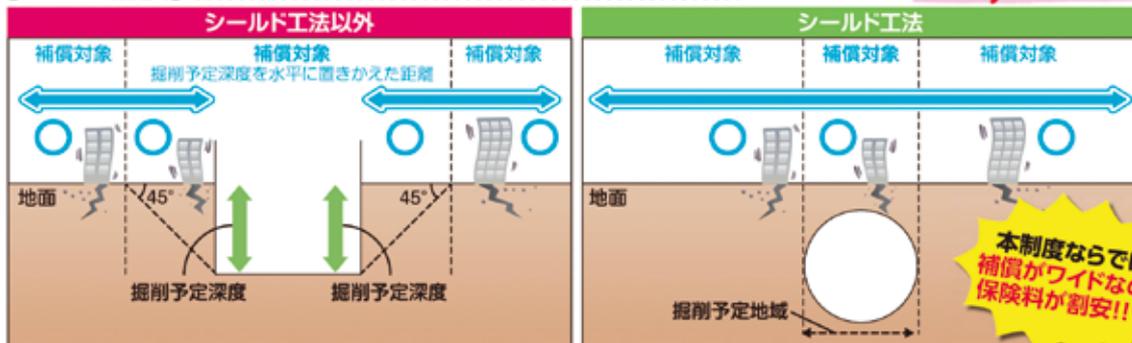
**【標準補償】**

年間保険料 **39,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

**【ワイド補償】** ※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、最小支払割合50%が適用されます。年間保険料 **58,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

**【ワイドプラス補償】** 年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

**ワイド補償に  
プラスした  
補償**

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社  
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター  
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B23-XXXXXX 承認年月: 2024年 4月

## 夏の交通事故防止

いよいよ本格的な夏がやって来ます。夏休みシーズンは、イベントや旅行等、外出の機会も増えますが、楽しい計画が交通事故で悲しい思い出に変わることがないように、次のことに注意しましょう。

### 1 旅行の計画はゆとりをもって！

レジャーシーズンは道路が大変混雑します。お出かけの際は、行先までの交通状況を事前に十分調べておきましょう。また、渋滞に巻き込まれることも予測して、時間に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

### 2 運転はゆとりをもって「ゆずる・とまる・まもる」

渋滞すると気分がイライラしがちですが、焦らず、ゆとりある運転を心がけましょう。また、旅行など長時間・長距離の運転では、暑さによる疲れも懸念されます。無理をせず、早めに休憩をとりましょう。運転する際は、信号、合図などの交通ルールを守り、「ゆずる・とまる・まもる」を心がけましょう。

### 3 子どもの事故に気をつけましょう！

夏休み期間は子どもの外出も増えます。子どもが出かける前には「車に気をつけて」と一声かけるなど家庭でも注意してください。また、ドライバーの皆さんは、子どもたちの動きに十分注意し、思いやりのある運転と早めのブレーキを心がけましょう。

### 4 夜のお出かけには反射材の着用を！

夏は、涼しくなる夕暮れ時や夜間に散歩等の外出をする機会が多くなります。夜間等の外出には、夜光タスキなどの反射材やLEDライトを活用し、自分の存在を車にアピールしましょう。ドライバーの皆さんは危険を早く察知できるよう、ライトを早めに点灯し、先行車や対向車がないときには、上向きライトを活用しましょう。

### 5 許さない！飲酒運転

飲酒運転は「犯罪」です。お酒を飲んだら、たとえすぐ近くでも、絶対に車を運転してはいけません。アルコールは少しの量でも運転に悪影響を及ぼし、死亡事故などの重大事故につながります。周りの人も注意して、みんなの力で飲酒運転を根絶しましょう。

### 6 全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう！

シートベルトは、万一の際、あなたや家族を守る命綱です。車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。また、6歳未満の子どもを同乗させる際には、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

### 7 自転車も車の仲間です。ルールを守って乗りましょう

自転車は手軽で便利な反面、ちょっとした不注意が重大な事故を招きます。自転車も法令上は「車両」です。責任をもってルールを守り運転しましょう。自転車に乗るときにはヘルメットを着用して万が一の事故から頭部を守りましょう。また、自転車による加害事故で高額賠償となる事例も見られます。自転車保険に加入しましょう。

#### 【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 協会日誌

- 6. 6. 4 全建 令和6年度定時総会（東京）
- 6. 6. 5 岡山県職業能力開発協会 通常総会
- 6. 6. 7 令和6年度定時総会・表彰式
- 6. 6.14 第1回岡山労働局人材確保対策推進協議会
- 6. 6.14 岡山県建築住宅センター(株)株主総会・取締役会
- 6. 6.20 第52回評議員会（建設業退職金共済事業関係）（東京）
- 6. 6.20 西日本建設業保証(株)第72回定時株主総会（大阪）
- 6. 6.21 建退共電子申請方式操作説明会（高梁）
- 6. 6.24 建退共電子申請方式操作説明会（高梁）
- 6. 6.26 ワーキンググループ準備会（東京）

## （一社）岡山県建設業協会事務局人事

専務理事 大前 進氏が6月7日付けで事務顧問に就任しました。

事務局次長 岸本雅博氏が6月7日付けで専務理事に就任しました。

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!  
地産地消  
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

TEL (086) 225 - 4131

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

FAX (086) 225 - 5388

E-mail : [info@okakenkyo.jp](mailto:info@okakenkyo.jp)